

## <入札説明書>

(内 訳)

- ・ 令和6年度上期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約に関する入札説明書
- ・ 入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- ・ 入札書（別記様式2）
- ・ 参考基準価格（別記様式3）
- ・ 委任状（別記様式4）
- ・ 入札辞退届（別記様式5）

別添

- ・ 仕様書  
「令和6年度上期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約に関する仕様書」
- ・ 契約書（案）  
「令和6年度上期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約」

※本説明書の記載内容の無断転載及び入札参加資格申請書の作成以外の目的で使用することを禁止する。

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団

## 令和6年度上期 燃料（白灯油）購入手数料単価契約に関する入札説明書

この入札説明書は、令和6年度上期 燃料（白灯油）購入単価契約に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものです。入札参加希望者は次の事項を熟知の上、必要書等の提出をお願いします。

公告日 令和6年3月 日

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名 令和6年度上期 燃料（白灯油）購入単価契約  
契約仕様 仕様書のとおり  
納入場所 クリーンパークさが  
契約期間 契約締結日から令和6年9月30日まで

### 2 入札資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次の要件の全てを満たす者であること。  
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
  - 1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 2. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - 3. 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
  - 4. 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(ア)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
    - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
5. 本調達品の仕様に適合することを確認できる者であること。
6. 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な資格を有し許可、認可、登録等を受けていること。

### 3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 施設課

郵便番号 847-0314

佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700-20

電話番号 0955-82-0992

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

令和6年3月22日（金曜日）から令和6年3月28日（木曜日）までに、(1)の課において随時交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 仕様書等に対する質問書の受付等

公告内容に質問がある場合は令和6年3月28（木）までに(1)の課に電話連絡をすること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）はイの提出期限までに、入札参加資格確認申請書（別記様式1）に施工実績及び緊急時対応について（別記様式2）を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和6年3月28日（木）午後5時

（郵送の場合も、同日午後5時までに(1)に必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加する

ことができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月29日（金）午後5時までに電話連絡により通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、上記の「2 入札資格及び条件に関する事項」の（2）のアからカのいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(6) 入札及び開札日時及び場所

ア 開札日時

令和6年4月2日（火）午後2時00分

（入札を郵送で行う場合には、外封筒に「令和6年度上期燃料（白灯油）購入に係る契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に別記様式3の入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また入札日当日の4月2日（火）午前11時までに(1)に必着のこと。）

なお、日時変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

イ 開札場所

唐津市鎮西町菖蒲3700-20

クリーンパークさが3階大会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) 入札保証金

当財団会計規定第42条第1項により免除

(9) 契約保証金

当財団会計規定第54条第1項により全額免除

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

(11) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別記様式2の入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、別記様式4の委任状を入札前に提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100

分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。
- エ 入札書には ENEOS 基準価格を記入した別記様式 3 を添付すること。

## (12) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、低い契約手数料単価を提示した上位 2 者をしたものを落札者とする。（複数者落札入札）
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるとき、または、入札者が 3 者以上で落札者が 1 者しかなく、その他の者に同価格の入札をしたものが 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、またはくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。
- エ 入札は 2 回を限度とし、落札者がいない場合は、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、低い価格を提示した上位 2 者と、一般財団法人佐賀県環境クリーン財団会計規程第 39 条第 5 号の規定により、随意契約の交渉を行うことがある。  
入札者が 2 者以上の場合で落札者が 1 者しかいない場合は、同規定により、最低金額を提示した者と、随意契約の交渉を行うことがある。
- オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。  
なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わるができない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

ク 入札書を郵送の場合、書留郵便以外によってした入札または当財団に開札日時までに到着しなかった入札

ケ 上記に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した者

(14) 入札の撤回等

入札者はその提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(16) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別記様式5の入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。